



埼玉県報

第 2 5 7 8 号
平成 2 6 年 3 月 2 4 日
月 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則\(温暖化対策課\)](#)
- [身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則\(障害者福祉推進課\)](#)

告示

- [自動車税等の収納事務委託先の変更\(税務課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [神鳥荻島土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [一級河川笹目川に係る河川保全区域の変更\(水辺再生課\)](#)
- [嵐山町平沢土地区画整理組合の役員の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [建築士の処分\(戒告\)\(建築安全課\)](#)
- [新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する入札公告\(新三郷浄水場\)](#)
- [大久保浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する入札公告\(大久保浄水場\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県選管告示第15号中訂正\(選挙管理委員会\)](#)

規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十一号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「すべて」を「全て」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（）」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（）」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改める。

第二十五条中「エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置」を「エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置」に、「機械器具と」を「エネルギー消費機器と」に改める。

第二十六条第一項第一号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

様式第十四号（裏面）中「（一）」「を」「（一）」「に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十五条及び様式第十四号（裏面）の改正規定は、公布の日から施行する。

規則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十二号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条（五）中「男 女」を「男・女」とし、「陈旧性心筋梗塞」を「陈旧性心筋梗塞」とし、「但し」を「ただし」とし、「もの、又は」を「もの又は」とし、

		「5
ペース	（有 ・ 無）	人工弁
人工弁	（有 ・ 無）	ペース
人工弁移植、弁置換		7 身体活

メーカ	（有 ・ 無）	
移植、弁置換	（有 ・ 無）	「5
メーカの適応度（クラス	・ クラス	・ クラス
運動能力（運動強度）	（メッツ）	」

第十七条（十一）中「含む）」を「含む。）」とし、「口腔咽頭カンジダ症」を「口腔咽頭カンジダ症」とし、「肺炎」を「肺炎」とし、「平滑筋肉腫」を「平滑筋肉腫」とし、「HIV腎症」を「HIV腎症」とし、「リンパ節腫脹」を「リンパ節腫脹」とし、「肝腫大」を「肝腫大」とし、「脾腫大」を「脾腫大」とし、「耳下腺炎」を「耳下腺炎」とし、

附 則

- この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 改正前の身体障害者福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所定の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第四百四号

平成二十四年埼玉県告示第九百十八号（自動車税等の収納事務委託について）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

表の上欄中「株式会社デイリーヤマザキ」を「山崎製パン株式会社」に、「代表取締役社長 佐藤 卓」を「代表取締役 飯島 延浩」に改める。

告 示

埼玉県告示第四百五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県入間郡毛呂山町大字市場字堰北四百九番一の一部、字光山五百二番三の一部、五百二番六の一部、字北ノ久保五百十五番一の一部、字谷ケ俣五百三十三番一の一部、大字川角字下谷ケ跨三百五十五番一の一部）

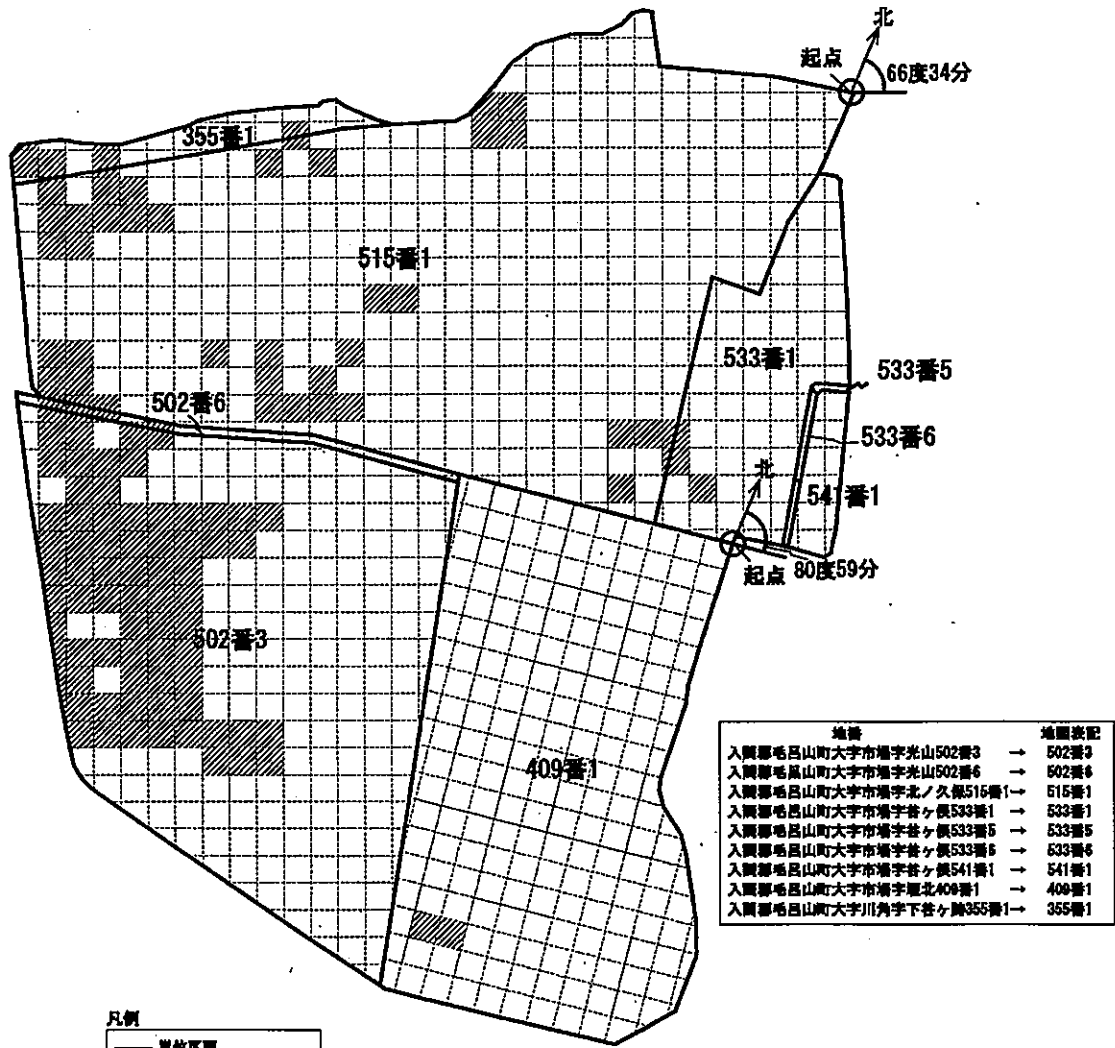
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

別図



地番	地番表記
入間郡毛呂山町大字市瑞字光山502番3	→ 502番3
入間郡毛呂山町大字市瑞字光山502番6	→ 502番6
入間郡毛呂山町大字市瑞字北ノ久保515番1	→ 515番1
入間郡毛呂山町大字市瑞字釜ヶ俣533番1	→ 533番1
入間郡毛呂山町大字市瑞字釜ヶ俣533番5	→ 533番5
入間郡毛呂山町大字市瑞字釜ヶ俣533番6	→ 533番6
入間郡毛呂山町大字市瑞字釜ヶ俣541番1	→ 541番1
入間郡毛呂山町大字市瑞字北409番1	→ 409番1
入間郡毛呂山町大字川角字下釜ヶ俣355番1	→ 355番1

凡例

- 単位区画
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

起点
 起点は、409番1及び515番1の最北端とする。

形質変更時要届出区域面積 : 11,292m²

格子の回転角度
 格子の回転角度は、起点を測り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。回転角度は409番1については80度59分、515番1については66度34分。

告 示

埼玉県告示第四百六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

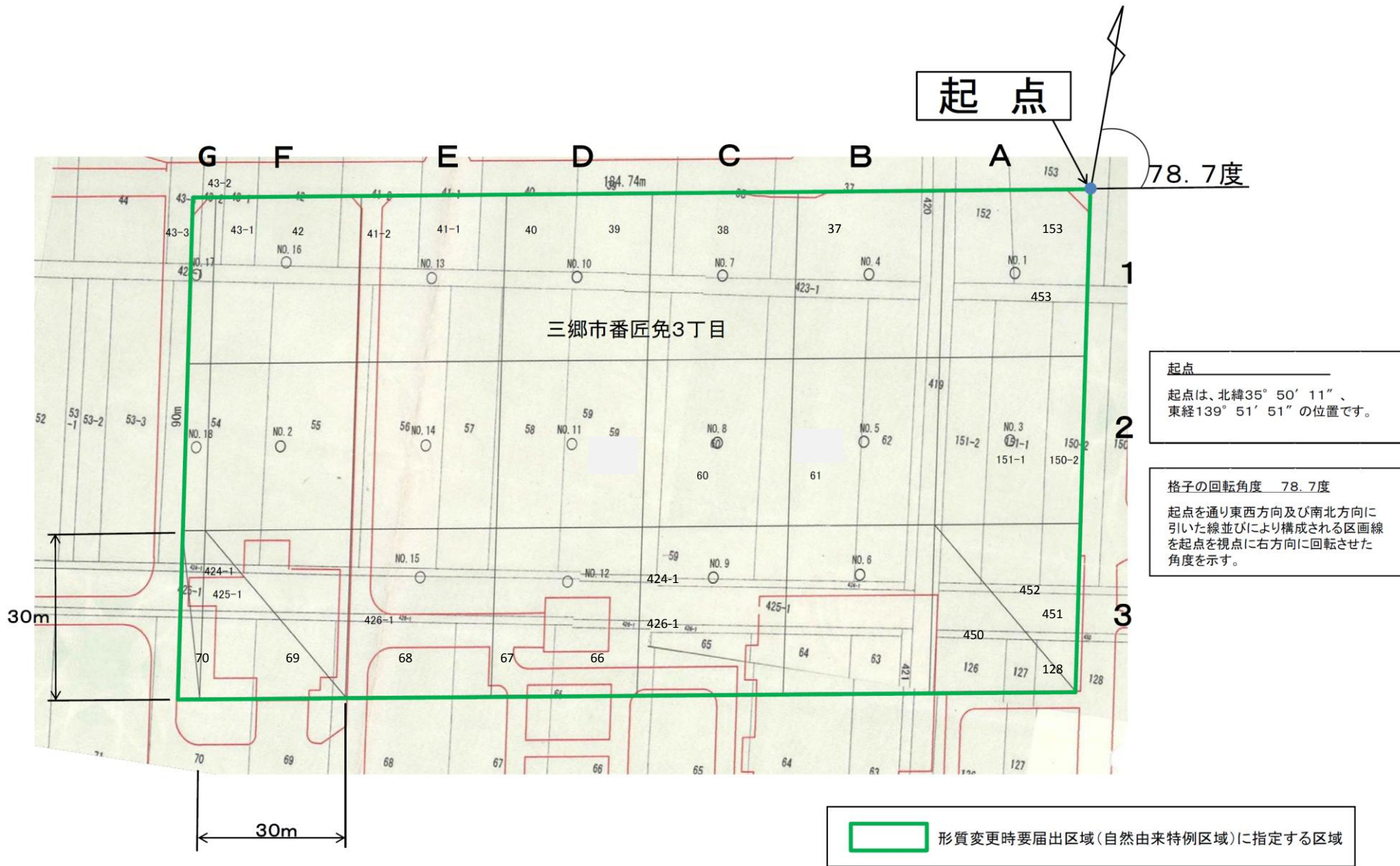
別図のとおり（埼玉県三郷市番匠免三丁目三十七番の一部、三十八番の一部、三十九番の一部、四十番の一部、四十一番一の一部、四十一番二の一部、四十二番の一部、四十三番一の一部、四十三番二の一部、四十三番三の一部、五十四番の一部、五十五番、五十六番、五十七番、五十八番、五十九番、六十番、六十一番、六十二番、六十三番の一部、六十四番の一部、六十五番の一部、六十六番の一部、六十七番の一部、六十八番の一部、六十九番の一部、七十番の一部、百二十六番の一部、百二十七番の一部、百二十八番の一部、百五十番二の一部、百五十一番一、百五十一番二、百五十二番の一部、百五十三番の一部、四百十九番の一部、四百二十番の一部、四百二十一番の一部、四百二十三番一の一部、四百二十四番一の一部、四百二十五番一の一部、四百二十六番一の一部、四百五十番の一部、四百五十一番の一部、四百五十二番の一部、四百五十三番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

別図のとおり（一の区域と同じ）



告 示

埼玉県告示第四百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アリオ鷺宮

埼玉県久喜市久本寺字新田二百十三番四外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

荷捌き作業実施時間の変更により、埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音の規制基準となる時間帯が変わります。規制基準をご確認のうえ、遵守をお願いします。

また、今回の変更により周辺住民から騒音に関する問題が生じた際には、必要な対策を講じるようお願いいたします。

二 縦覧期間

平成二十六年三月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県告示第四百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東栄ビル

埼玉県所沢市東町八十六番二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一）駐車待ち車両による渋滞、放置駐車、放置自転車等の交通問題が発生しないように充分配慮してください。特に、店舗所在地が所沢駅周辺の自転車放置区域に隣接しているため、店舗利用者の自転車利用については、自転車駐車場への誘導を徹底してください。

（二）開店時間を早めることにより店舗所在地南側及び北側のスクールゾーンにおける通行量の増加が見込まれます。駐車場の出入口については、視認性及び安全性を確保してください。

（三）該当店舗に面している道路は所沢市立所沢小・中学校の通学路として利用しておりますので、車輛の出入りの際には、通学児童生徒の安全に配慮してください。

（四）店舗の運営時間の変更に伴う騒音等により、周辺環境を悪化させないように十分配慮して下さい。

二 縦覧期間

平成二十六年三月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第四百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ草加舎人店

埼玉県草加市遊馬町字中沼二 一

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 七四〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七五〇台

ハ 変更年月日

平成二十六年十一月十四日

ニ 届出年月日

平成二十六年三月十三日

二 縦覧期間

平成二十六年三月二十四日から平成二十六年七月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月二十四日から平成二十六年七月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）島忠ホームズ川越的場店

埼玉県川越市的新町二十一 四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 案内看板や交通誘導員により、当該店舗利用者の車両が、店舗南側に位置する住宅街（的場二丁目）の生活道路へ流入しないように十分配慮すること。

・ 騒音・振動等の公害や光害問題が発生しないように注意し、苦情が寄せられる場合には適切に対応すること。

・ 市内では小学生の自転車事故が増加傾向にあり、特に霞ヶ関・的場地区では大型スーパー等の立地に伴い、自動車と自転車の接触事故が増えており、児童生徒の交通事故防止のために、交通整理員の配置や通学時間帯の業者による搬入の制限等の対策を講じること。

・ 児童生徒の非行を未然に防ぐために、警備員による見回り、監視カメラの設置や青少年に対する店内放送等の措置を講じること。

二 縦覧期間

平成二十六年三月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告示

埼玉県告示第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十六年三月十四日認可した。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

神鳥菰島土地改良区

二 事務所所在地

羽生市

告示

埼玉県告示第四百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
小坂 1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小坂 2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
大沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
大沢（支）	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
天神谷	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
大原入沢（支）	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
大原入沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
沼ノ入沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備	土石流

二反田 2	二反田 1	北	観音山 5	観音山 4	観音山 3	観音山 2	観音山 1	山下	山際沢	矢口沢	矢口沢(支)
平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流

鷹巣	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備	急傾斜地の崩壊
関下	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備	急傾斜地の崩壊
塚場	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備	急傾斜地の崩壊
矢の沢	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備	土石流
芹ヶ沢 1	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備	土石流
芹ヶ沢 2	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備	土石流
上池田沢	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備	土石流
ヨシガ	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備	土石流
谷津沢 1	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備	土石流
谷津沢 2	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備	土石流
谷津沢 3	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備	土石流

槻川東 4	槻川東 3	在家二	帯沢 4	寺岡	槻川東 6	槻川東 5 2	槻川東 5 1	かやべ沢	春藤沢	小妻沢 2	
え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	

大内沢上	大宝 3	菖蒲沢 3	奥沢下	井戸 1	井卓	大宝 2	大宝 1	半場入沢	半場上沢	都沢 2	
山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	

二
土砂災害特別警戒区域

区域の名称	土砂災害特別警戒	区域	土砂災害特別警戒	原因となる自然	土砂災害の発生	防止するために行
白石沢			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流		
萩平川			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流		
萩平川(支)			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流		
大宝沢			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流		
堂平沢 3			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流		
堂平沢 2			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流		
堂平沢 1			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流		
萩平			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊		
打腰 1			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊		
菖蒲沢 2			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊		

根木山沢	大原入沢	大原入沢（支）	天神谷	大沢	小坂 2	小坂 1	
平面図等を埼玉県 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	現象の種類
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	う建築物の構造の 規制に必要な衝撃 に関する事項

	<p>東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>		<p>東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>根木山沢（支）</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>谷の入沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>谷の入沢（支）</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>小坂谷 1</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>小坂谷 2</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>矢口沢（支）</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>

地蔵入沢 1	地蔵入沢	金勝沢川	片瀬沢	中郷 1	木呂子 2	木呂子 3	
平面図等を埼玉県 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。

出口 2	五反田 1	西浦川 3	西浦川 2	西浦川 1	西浦川	
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。

川上 1	谷津沢 3	谷津沢 2	谷津沢 1	ヨシガ	上池田沢	芹ヶ沢 2	
平面図等を埼玉県 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	事務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
平面図等を埼玉県 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	事務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。

帯沢 2	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。
帯沢 6	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。
帯沢 7	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。
川上 2	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。
宿 3	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。
浄蓮寺沢 1	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。
浄蓮寺沢 2	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。

春藤沢	小妻沢 2	小妻沢 1	大崖沢	下河原沢	宿沢	在家沢
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村	縦覧に供する。縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村	縦覧に供する。縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて

	<p>東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。</p>		<p>東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。</p>
<p>小幡山沢（支） 1</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。</p>
<p>小幡山沢（支） 2</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。</p>
<p>八幡山沢 1</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。</p>
<p>八幡山沢 2</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。</p>
<p>都沢 1</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。</p>
<p>都沢 2</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。</p>

					半場上沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。		土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。
					半場入沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。		土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。
				大宝 2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	
		井卓			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	
		井戸 1			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	
					奥沢下	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。

大内沢下 2	大内沢下	岩神	井戸 2	大内沢上	大宝 3	菖蒲沢 3
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村	縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村	縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。

菅蒲沢 1	打腰 2	和知場 3	奥沢下 2	萩平 2	和知場 2	和知場 1	
東松山県土整備事 平面図等を埼玉県	縦覧に供する。 役場に備え置いて	東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて	縦覧に供する。 役場に備え置いて	東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて	縦覧に供する。 役場に備え置いて	東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて	縦覧に供する。 役場に備え置いて
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
東松山県土整備事 平面図等を埼玉県	縦覧に供する。 役場に備え置いて	東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて	縦覧に供する。 役場に備え置いて	東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて	縦覧に供する。 役場に備え置いて	東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて	縦覧に供する。 役場に備え置いて

	萩平川	白石沢
<p>東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
	土石流	土石流
<p>東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

告 示

埼玉県告示第四百十二号

昭和四十三年埼玉県告示第三百三号（利根川水系古綾瀬川等の河川保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

荒川水系笹目川の項中「の区域」の下に「（荒川の高規格堤防特別区域に属する部分を除く。）」を加える。

告 示

埼玉県告示第四百十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により嵐山町平沢土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

内 田 博	埼玉県比企郡嵐山町大字平澤六百三十一番地
三 枝 良 作	埼玉県比企郡嵐山町大字平澤百三十六番地二

告示

埼玉県告示第四百十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十六年三月十八日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
桑谷 知昭	二級建築士	埼玉県知事登録第一七五九七号
新井 利夫	二級建築士	埼玉県知事登録第一八九四二号
杉田 光夫	二級建築士	埼玉県知事登録第一〇〇九二号
桑谷 稔	二級建築士	埼玉県知事登録第一一八六号
中島 純一	二級建築士	埼玉県知事登録第一七九一五号
嶋崎 敏夫	二級建築士	埼玉県知事登録第一四七〇〇号
古澤 稔	二級建築士	埼玉県知事登録第二五七五六号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法第二十二条の二に規定する講習を期限内に受講しなかった。

告 示

埼玉県公営企業告示第十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

1 業務委託の概要等

(1) 業務委託の名称

26 新委第 15-1-2 号 浄水発生土収集運搬業務委託

(2) 履行場所

埼玉県三郷市南蓮沼 地内

(3) 履行期間

契約確定の日から平成 27 年 3 月 27 日まで

(4) 業務委託の概要

本業務は、新三郷浄水場で発生する浄水発生土を、同浄水場から、以下のとおり運搬するものである。

ア 運搬先住所： 神奈川県川崎市川崎区浅野町 2936 番 1

イ 運搬予定数量： 11,200 トン

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額には 1 トン当たりの税抜き単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、更生手続き開始決定又は再生手続き開始決定を受けている者を除く。

(4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な

資格等に関する告示（平成 24 年埼玉県告示第 1086 号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分が「建築物の管理に関する業務」の A 又は B 等級として格付された者のうち、営業品目（大分類）が「廃棄物処理業務」、営業品目（小分類）が「産業廃棄物」に登録された者であること。

- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年 12 月 16 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項の規定による埼玉県及び神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に「汚泥」が含まれているものに限る。）を受けていること。
- (8) 契約の締結日にかかわらず平成 16 年 3 月 24 日から本件入札の公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人を含む。）、地方公共団体（埼玉県が出資する指定法人を含む。）又は日本下水道事業団との請負契約又は業務委託契約により、下水汚泥、下水汚泥焼却灰及び浄水発生土のうち、いずれかの収集運搬業務を履行した実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒341-0028 埼玉県三郷市南蓮沼 1 番地

埼玉県新三郷浄水場 総務担当 電話 048-953-6565

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記（1）の交付場所において交付する。（事前に電話により連絡すること。）

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成 26 年 5 月 1 日（木）9時から平成 26 年 5 月 7 日（水）午後 5 時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(7) 郵送の場合

平成 26 年 5 月 1 日（木） 9 時から平成 26 年 5 月 7 日（水） 午後 5 時まで（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

平成 26 年 5 月 1 日（木） 9 時から平成 26 年 5 月 7 日（水） 午後 5 時まで。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県新三郷浄水場

平成 26 年 5 月 8 日（木） 午前 9 時 30 分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1（4）イに定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1（4）イに定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成 26 年 4 月 7 日（月） 午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記 3（1）の提出場所に郵送し、又は持参する。

なお、郵送の場合は、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (4) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成 26 年 4 月 7 日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通))に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、対象となる調達に係る平成 26 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

また、本件入札とは別に調達する浄水発生土の処分業務委託が契約できないときにおいても、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Required Service:

Collection and Transportation of Soil produced through the Filtration Process

a) Place of Departure : Shin-Misato Water Filtration Plant

b) Destination : 2936-1 Asanochō, Kawasaki-ku, Kawasaki City, Kanagawa-ken

c) Scheduled Quantity : 11,200 Tons

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 5:00 p.m., May 7, 2014 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., May 7, 2014)

(3) Contact Information:

General Affairs Division:

Shin-Misato Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise

Saitama Prefectural Government

1 Minamihusunuma, Misato City, Saitama-ken, 341-0028, Japan

Telephone : 048-953-6565

告 示

埼玉県公営企業告示第二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

1 業務委託の概要等

(1) 業務委託の名称

26 大委第 7 - 1 - 1 号 浄水発生土収集運搬その 1 業務委託

(2) 履行場所

埼玉県さいたま市桜区大字在家 地内

(3) 履行期間

契約確定の日から平成 27 年 3 月 27 日まで

(4) 業務委託の概要

本業務は、大久保浄水場で発生する浄水発生土を、同浄水場から、以下のとおり運搬するものである。

ア 運搬先住所： 埼玉県日高市原宿 721

イ 運搬予定数量： 17,000 トン

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額には 1 トン当たりの税抜き単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続き開始決定又は再生手続き開始決定を受けている者を除く。

(4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要

な資格等に関する告示（平成 24 年埼玉県告示第 1086 号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分が「建築物の管理に関する業務」の A 又は B 等級として格付された者のうち、営業品目（大分類）が「廃棄物処理業務」、営業品目（小分類）が「産業廃棄物」に登録された者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年 12 月 16 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項の規程による埼玉県の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に「汚泥」が含まれているものに限る。）を受けていること。

(8) 契約の締結日にかかわらず平成 16 年 3 月 25 日から本件入札の公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人を含む。）、地方公共団体（埼玉県が出資する指定法人を含む。）又は日本下水道事業団との請負契約又は業務委託契約により、下水汚泥、下水汚泥焼却灰または浄水発生土のうち、いずれかの収集運搬業務を履行した実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区大字宿 618

埼玉県企業局大久保浄水場総務部総務担当 電話 048-856-5220（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成 26 年 5 月 1 日(木)午前 9 時から平成 26 年 5 月 7 日(水)午後 5 時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

平成26年5月1日(木)午前9時から平成26年5月7日(水)午後5時まで(必着)。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

平成26年5月1日(木)午前9時から平成26年5月7日(水)午後5時まで。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県大久保浄水場事務棟1階事務室

平成26年5月8日(木)午前9時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年4月7日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。なお、郵送の場合は、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の可否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (4) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成 26 年 4 月 7 日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒 330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、対象となる調達に係る平成 26 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

また、本件入札とは別に調達する浄水発生土処分その 1 業務委託が契約できないときにおいても、調達手続きを延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Required Service

Collection and Transportation of Soil produced through the Filtration Process

a) Place of Departure : Okubo Water Filtration Plant

b) Destination : 721 Harajuku, Hidaka City, Saitama-ken

c) Scheduled Quantity : 17,000 Tons

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 5:00 p.m., May 7, 2014(bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., May 7, 2014)

(3) Contact Information:

General Affairs Division

Okubo Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise

Saitama Prefectural Government

618 Shuku, Sakura-ku, Saitama City, Saitama-ken, 338-0814, Japan

Telephone : 048-856-5220

告 示

埼玉県選管告示第二十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十六年三月二十六日 午前十時

二 場所 埼玉教育会館三階三〇三会議室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他

正 誤

埼玉県選管告示第十五号（平成二十六年二月二十八日第二千五百七十二号）中訂

正

ページ 表中

一 所在地

誤

埼玉県春日部市南一丁目一番地一

正

埼玉県春日部市南一丁目一番地七